山倉•大角住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山倉・大角住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (目的)

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくり活動を通じて、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動地域)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 地域福祉の推進
 - (2) 地域防災の推進
 - (3) 地域環境の保全
 - (4) 地域教育の推進
 - (5) 郷土文化の振興
 - (6) 地域産業の振興
 - (7) 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援
 - (8) その他目的達成のために必要な活動
- 2 協議会の活動地域は、山倉及び大角とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 組織

(会員及び委員)

- 第5条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 山倉・大角地区の住民
 - (2) 山倉・大角地区の団体・事業者等で理事会の承認を得た者
 - (3) その他会長が必要と認める者
- 2 協議会の委員は、総会で承認された、各種活動団体の代表する者並びに公募及び推薦等による者をもって充てる。

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監査 2名
 - (5) 理事 必要な人数
- 2 役員は、委員の中から総会において選出する。

- 3 協議会の役員に必要に応じ、相談役を置くことができる (役員の任務)
- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
 - (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う事務及び経理を担当する。
 - (4) 監査は、協議会の会計監査を担当する。
 - (5) 理事は、委員を代表する。

(役員の任期)

- 第8条 前条の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会)
- 第9条 協議会に部会を設置し、次の役員を置くことができる。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - (3) 部会員 必要な人数
- 2 部会長は、会長が指名し、理事に推薦する。
- 3 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。なお、部会長は、必要に応じ会計その他役員を置くことができる。

(部会員の任期)

- 第10条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会員の委嘱)

第11条 部会員は、会員の中から会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

- 第12条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。
- 2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(総会)

- 第13条 総会は、協議会の最高議決機関であって、委員をもって組織する。
- 2 総会は、会長が招集し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長及び理事会において必要と認めたとき臨時総会を開催する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 4 総会は、次の事項を決定する。
- (1)地域まちづくり計画
- (2) 役員等の選任に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 本規約の改廃に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。
- 5 緊急を要する場合は、総会の決定事項について、理事会で決定することができる。ただし、この場合はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。 (理事会)
- 第14条 理事会は、役員によって構成する。
- 2 理事会は、次の事項を決定する。
- (1) 運営に関する事項
- (2) 総会において諮るべき事項の審議

(部会)

- 第15条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 その他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

第4章 財務

(会計)

- 第16条 協議会の経費は、賛助金、補助金、交付金、その他の収入をもって充てる。 (会計年度)
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (会計等帳簿の整備)
- 第18条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を整備する。 (監査と報告)
- 第19条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成23年7月2日から施行する。